

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

① 森林施業の集約化と森林経営計画の策定・実行による着実な森林整備の推進

(1) 事業目的

小規模・分散している森林をとりまとめて、一体的且つ計画的な森林整備を行うために森林経営計画を策定し、効率的な林業生産活動につなげていくことが重要です。この集約化に必要な所有者や境界の確認や測量、立木調査や森林所有者の同意取り付けなどを行う市町村の取組を支援します。

(2) 取組状況

県では森林所有者や林業事業体に森林経営計画制度の周知を図るとともに、地域に配置した林業普及指導員による支援や県の保有する森林データの提供などを通じて計画作成を推進しています。

令和2年度末現在で、森林経営計画が策定された森林面積は約15万haとなっており、県内民有林面積の約31%をカバーしています。

また、令和2年度は、県内の9市町において、「森林整備地域活動支援交付金」を活用し、森林所有者や施業履歴など森林情報の収集や、森林境界の明確化等を行い、施業地の集約化に取り組みました。

(3) 参考情報

「森林整備地域活動支援交付金」の概要（県ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/koufukin/>

《用語解説》

※1 森林経営計画制度

森林所有者や森林経営の委託を受けた者（森林組合等）が一体的なまとまりのある森林を対象として、単独または共同で伐採・造林や路網（作業道）、保育（間伐等）などに関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受けるものです。森林経営計画を作成すると、様々な支援措置（保育作業等への補助金、税制面の優遇措置等）を受けられるため、費用負担を減らして計画的に森林の手入れを進めることができます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-5179